

仙台石桜同窓会会則

- 1条 (名称) 本会は仙台石桜同窓会と称する
- 2条 (目的) 本会は会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする
- 3条 (活動) 本会は次の活動を行う
①総会および懇親会の開催
②母校行事への参加および援助
③その他必要と認めた事柄
- 4条 (構成) 本会は宮城県を主体に南東北地方に在住する岩手中学・高等学校の卒業生並びにその関係者をもって構成する
- 5条 (役員) 本会には役員として、会長1名、副会長2名、事務局長1名、監事2名を置く
- 6条 (任務) 会長は本会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその代行をする。事務局長は会長の命により、本会の事務を行う。監事は会計を監査する。
- 7条 (任期と選任)
役員は任期は2年とし、再任を妨げない。又その選出は総会において行う
- 8条 (総会) 本会は年1回総会を開き、会計承認並びに重要事項を決議する。決議は出席会員の過半数をもって行う
- 9条 (会則の改正)
本会則の改正は総会の決議による
- 10条 (会計年度)
本会の会計年度を4月1日から翌年3月31日と定める
- 付則 本会則は平成9年8月23日より施行する